

市川市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の早期の回復を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体であって、市長が認めるものをいう。
- (4) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学する者、本市で活動する団体又は事業者（本市において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市で事業活動を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられ

るよう十分配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等及び市民等が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう途切れることなく行われるものとする。

- 3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われるものとする。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要な各種手続等を適切に行うことができるよう、犯罪被害者等の就労、就学等について十分配慮するものとする。

（相談、情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に係る業務等に従事する職員に対し、当該支援に関する知識等を身に付けさせるよう努めるものとする。

（市民等への啓発活動等）

第7条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、啓発活動等を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第 8 条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体の果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給等）

第 9 条 市は、犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛の慰^{しや}藉、犯罪被害

者等が受けた被害による経済的な負担の軽減等を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第 10 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。